

計算書類における主な科目について

資金収支計算書・活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書共通の主な科目

学生生徒納付金収入

授業料・入学金・施設設備資金等、学生・生徒から納入された収入です。

手数料収入

入学試験時や証明書発行時等の手数料収入です。

寄付金収入

金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金収入にならない収入です。

金銭による収入は資金収支計算書・活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書のすべての計算書に計上しますが、現物による寄付（機器備品や図書等）は事業活動収支計算書のみ計上します。

なお、活動区分資金収支計算書においては、寄付の目的に応じて、教育活動によるものと施設整備等活動によるものとに分けて計上します。

補助金収入

国や地方公共団体から交付される助成金です。

活動区分資金収支計算書においては、補助の目的に応じて、教育活動によるものと施設整備等活動によるものとに分けて計上します。

資産運用収入

学校法人が所有している施設の賃貸収入や、現預金・有価証券等を運用した際の運用益等の収入です。

事業収入

学校法人の教育・研究活動のうち付隨的に生じる事業の収入です。

外部から受託した試験・研究等による収入や、附属病院における医療収入をいいます。

雑収入

上記の収入にあてはまらない収入で、主に学校法人が所有している施設の賃貸収入や、廃品を売却した際の収入、退職金財団の交付を受けた際の収入等を計上しています。

人件費

専任・非常勤教職員、医師などに支給する本俸、期末手当、各種手当等です。本学では資金収支計算書・活動区分資金収支計算書にて退職金を計上しますが、事業活動収支計算書では退職金を計上せず退職給与引当金を計上します。

教育研究経費

教育・研究やそれに関連する支出です。また、附属病院の医療に関連する支出も含みます。

主に消耗品費や委託費、光熱水費、薬品費等の医療経費などがあります。

事業活動収支計算書では、減価償却費も含みます。

管理経費

総務・人事等教育研究活動以外の活動に支出した経費です。

教育研究経費と共に通の科目以外に、税金を表す公租公課、福利厚生の経費などがあります。

資金収支計算書だけに用いられる主な科目

前受金収入

翌年度の活動に対する収入で、授業料や入学金等が当期に入金された際に計上します。

その他の収入

有価証券償還時の収入や、貸付金の回収、仮払金・保証金等を受け入れた際や、引当金等を繰り入れた際に計上します。

資金収入・支出調整勘定

資金収支計算書・活動区分資金収支計算書は、その年度の諸活動に伴う全ての収支と支払資金のてん末（残高）が明らかになるものです。

しかし、当期の収支の中には翌年度に入学する学生からの入金（前受金）や前期に発生した支出（未払金）などを計上する一方、当期の活動への対価として前期に入金した当年度入学生からの収入等を加えなくてはなりません。

このように、資金の実際の収支を当年度の諸活動に対応する収支に修正するために用いる科目として資金収入及び支出調整勘定を設けています。

資金収入調整勘定

期末未収入金…当期収入とすべき収入のうち入金が翌期以降になるものです。

前期末前受金…当期収入とすべき収入のうち前期までに入金が済んでいるものです。

資金支出調整勘定

期末未払金…当期に支払うべき支出のうち、翌期以降に支払うものです。

前期末前払金…当期に支払うべき支出のうち、前期までに支払済みのものです。

施設関係支出

学校法人が使用する土地、建物、構築物、建設仮勘定等、施設を取得する際の支出です。

建物においては附属する施設設備への支出を含みます。

建設仮勘定は建物及び構築物等が完成するまでの支出を表し、完成時点で本来の科目に振り替えます。

本学においては取得価額により表しています。

設備関係支出

教具など教育研究用の機器備品、医療器械、その他の機器備品、図書、車輌、ソフトウェアへの支出です。

機器備品・医療器械については、本学では耐用年数1年以上、20万円以上のものを計上します。

事業活動収支計算書にのみ用いられる主な科目

事業活動収入

学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、医療収入等収入のうち、負債とならず自己資金となる収入のことです。よって、借入金や貸付金回収、預り金（他に支払う為に一時的に金銭を受け入れたもの）や前受金（翌年度の活動における前年度入金分）など自己資金ではないものは表示されません。その一方で、現物寄付など資金の受け入れではないものも事業活動収入となります。

事業活動支出

人件費、教育研究経費、医療経費、管理経費等の支出をいい、学校法人の純資産の減少をもたらす支出のことです。そのため、固定資産取得に係る支出や借入金返済、貸付金支出等は事業活動支出とはなりませんが、引当金の繰入や減価償却などは事業活動支出になります。

資産売却差額

資産を売却した際、売価が資産の帳簿価格を上回った場合、その額を計上します。

資産処分差額

資産を売却した際、売価が資産の帳簿価格を下回った場合、その額を計上します。

徴収不能額

得るべき収入が徴収不能になった際、徴収不能引当金を設けていない場合やその額が徴収不能引当金残高を超えている場合に計上します。

徴収不能引当金繰入額

本来得るべき収入のうち、その回収不能額を見積もって引当金を設ける場合に計上します。

減価償却額

固定資産の価値は年々減少します。その減少分を取得原価から毎年経費として事業活動支出に配分することをいいます。学校法人会計では定額法を用いて減価償却を行うことになっています。土地と図書については減価償却をしません。尚、これらは現金の支出を伴いません。

基本金組入額

学校法人が必要な資産を保持するために基本金として、基本金組入前当年度収支差額から控除する金額のことです。借入金等他人資本を財源にして資産を取得した場合は事業活動収入を財源に返済を行った段階で基本金への組入れを行います。

貸借対照表に用いられる主な科目

建設仮勘定

有形固定資産を取得する際の代金等を完成までの間、包括的に支払っている場合に計上します。
完成した際に本来該当する科目に振替ます。

差入保証金

賃貸建物等の契約時に必要な保証金として預け入れたものです。

有価証券

国債や社債、株式などを会計年度時点1年を超えて保有するものは固定資産に計上します。
また、一時的な保有の場合は流動資産に計上します。

特定預金又は特定資産

校舎その他の施設の増設や、退職金の支払い等将来における特定目的の支出に備えるために資金を留保した際に設ける科目です。これら資金留保は長期的な資金計画に基づき決定・実施されます。

借入金

金融機関等からの借入金のうち、返済期限が年度末時点で1年を超えて到来するものを長期借入金、1年以内に到来するものを短期借入金といいます。

預り金

給料時の源泉所得税や住民税など学校法人の事業活動収入にならずに、他に支払うために一時的に金銭を受け入れた際に計上します。

繰越収支差額

当期以前の各年度の事業活動収入から事業活動支出を差し引いた差額の累計額です。